

# 食料供給力の強化を目指して

## ～平成 21 年度農林水産関係予算～

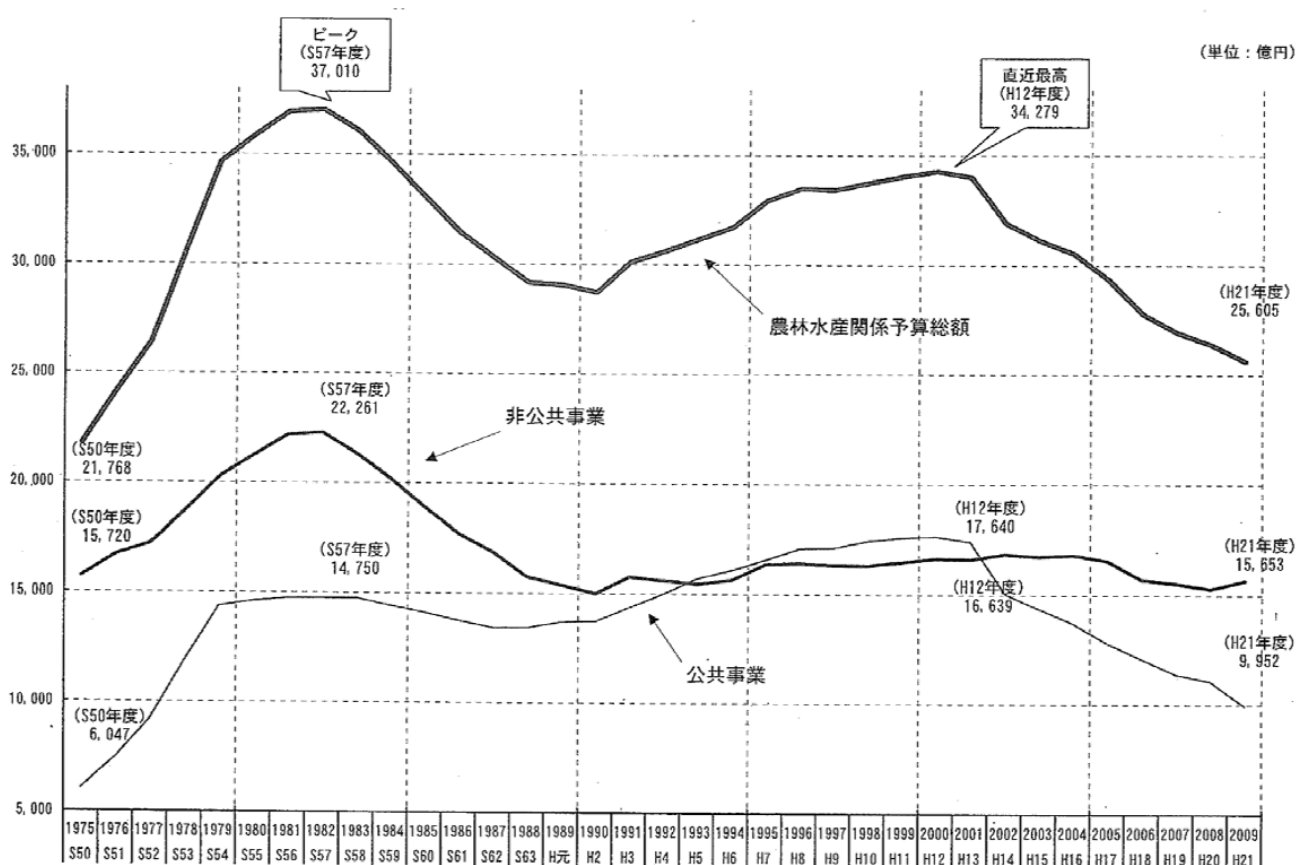
農林水産委員会調査室 いしかわ たけひこ  
石川 武彦

### 1. 平成 21 年度農林水産関係予算の概要

平成 21 年度農林水産関係予算は総額 2 兆 5,605 億円で、前年度（当初予算ベース。以下同じ）に比べ 765 億円の減少、97.1%となった。平成 13 年度以降 9 年連続の減額であり、5 年連続で 3 兆円を下回り、昭和 50 年代前半とほぼ同水準になっている（下記図参照）。

内訳は、①基盤整備などの公共事業費（災害復旧等事業費を含む）が 9,952 億円（対前年度比 89.9%）で昭和 53 年度以降では初めて 1 兆円割れとなり、②農畜産物の価格や供給の安定を図るための食料安定供給関係費が 8,659 億円（同 100.9%）、③①、②以外の農林水産政策経費である一般事業費が 6,993 億円（同 104.2%）であり、農林水産関係予算全体におけるシェアは、それぞれ 38.9%、33.8%、27.3%となっている。

図 農林水産関係予算の推移



(出所) 財務省資料

このように、21年度予算においては公共事業費から非公共事業費へのシフト傾向がうかがえる。世論調査<sup>1</sup>によれば、現在の我が国の食料自給率について、約8割の人が「低い」、約9割の人が「高めるべき」と回答し、将来の食料供給について、約9割の人が「不安がある」と回答している。これに対し平成17年策定の食料・農業・農村基本計画では、40%まで低下した食料自給率（カロリーベース、平成19年度）を平成27年度までに45%まで向上させるとの政策目標を掲げているが、農林水産省は、新たな基本計画の検討に当たって、おおむね10年後に50%を達成するとした場合のイメージと取組事項を公表した（平成20年12月2日）。こうした状況を踏まえ、食料供給力強化に重点をおいた内容の予算と見ることができよう。

## 2. 平成21年度農林水産関係予算の重点項目別概要

21年度予算では、重点的な予算事項として、①国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立、②農山漁村の活性化、③資源・環境対策の推進、④低炭素社会に向けた森林資源の整備・活用と林業・山村の再生、⑤将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立の5つの柱を立てている。

特徴的なのは、国の総予算で麻生首相自らが別枠配分した「重要課題推進枠」3,330億円の約3割に当たる986億円が農林水産関係に充てられた点である。同予算枠では、食料自給力を強化するため、水田での麦・大豆・飼料作物の作付を拡大すること（水田の有効活用）や、耕作放棄地の解消支援、農商工連携の推進等により、「地方の底力」を向上させることを目指している。

このほかにも、近年、輸入食品等による食の安全・安心を揺るがす事件が相次いだ事態を受け、安全な国産原材料の供給強化対策や国産食料品の購入にポイントを付与する制度等に新たに予算配分されている点が注目される。

以下、5つの重点事項について見ていくこととする。

### (1) 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立

#### ア 国内における食料供給力の強化

前述したように、我が国の食料自給率は、平成19年度で40%となっている。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給力の強化が喫緊の課題となっている。

#### (ア) 水田農業の再編強化対策

我が国の主食である米の1人当たり年間消費量は、食生活の多様化等により年々減少し（18年度61kg）、現在、水田面積の約6割で総需要855万トン（19年7月から20年6月までの1年間の需要実績）を賄える状況にある。過剰生産による米価の下落を防ぐために、約40年にわたり生産調整（減反）等種々の施策が講じられてきたが、平成16年以降、従来の「作らない、作らせない」というネガティブな発想を転換するとともに、水田を活用して主食用米以外の主要穀物の増産を図り、我が国の食料供給力・自給率を向上させることが重要な政策目標となっている。

このため 21 年度予算では、従来の水田・畑作経営所得安定対策に加え、需要に応じて新規転作田、調整水田等において大豆、麦、飼料作物、新規需要米（パンや麺に加工可能な米粉・飼料用米）等の食料自給力・自給率向上戦略作物の作付を拡大することに対して助成金を交付する（水田等有効活用促進交付金 404 億円：重要課題推進枠（以下「重」と略す））こととしている（下記表参照）。また、既存の産地づくり交付金を見直し、調整水田不作付地を助成対象から原則として除外する等、自給力・自給率向上の観点から用途を重点化する（産地確立交付金 1,466 億円：重）ほか、戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要となる乾燥調整施設の整備等を支援する（70 億円）としている。

表 大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米等への助成金

【助成対象、毎年の単価】（水田表作の場合）

（単位：千円/10a）

助成対象作物	水田等有効活用促進交付金		水田経営所得安定対策 成績払	助成金合計
	面積払	水田経営所得安定対策 固定払相当助成額		
大豆	35	20	7	62
小麦	35	27	13	75
飼料作物	35（+13）	-	-	48
米粉・飼料用米等	55	-	-	55

- 注 1 麦については 22 年度から対象（別途平成 20 年度補正予算において 21 年産を対象とした対策を実施）。
- 2 経営所得安定対策固定払相当額及び成績払の助成対象者は水田・畑作経営所得安定対策の対象者。
- 3 飼料作物の 13 千円/10a は耕畜連携水田活用対策事業の助成金（上限）。
- 4 米粉・飼料用米等の単価のうち 5 千円/10a はコスト削減等の取組に対する加算。
- 5 大豆については単収向上に資する数量的要素を加味（単収 3 俵以上の場合 3 千円/俵を加算）。
- 6 水田裏作麦の作付拡大は 15 千円/10a（助成期間 3 年）。畑不作付地への作付拡大は 15 千円/10a（助成期間 1 年）。
- 7 助成金受給要件  
生産調整実施者であること、実需者との播種前契約等があること、低コスト生産を行うこと、捨て作りを行わないこと、戦略作物を新規転作田及び作物を作付けていない水田等で作付拡大することである。

（出所）農林水産省資料

### （イ）飼料自給率の向上対策

飼料自給率の低さ（平成 18 年度 25%）が、食料自給率全体を低下させる要因の一つとなっていることから、飼料自給率の向上が求められている。また、国際市場における穀物価格の大幅な変動に対応するためにも、飼料自給率の向上と畜産における配合飼料価格安定制度の安定運用が求められている。

20 年度第 1 次補正予算では、配合飼料価格の高騰が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の安定運用のために必要な補てん財源を積み増すこととした（85 億円）。また、同第 2 次補正予算においては、国産自給飼料の増産

を図るため、自給飼料の生産効率向上に資する機械等のリース料について支援を行うこととした（50億円）。

さらに、21年度予算においても、配合飼料価格安定制度における補てん財源の積増し分として50億円を計上している。また、飼料自給率を平成27年度に35%に引き上げる政策目標の下、自給飼料の増産、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対して支援を拡充する（64億円）ほか、地域の食品残さや自給飼料を原料とするTMR（完全混合飼料）を製造する取組を支援する（3億円）としている。このほか、水田における粗飼料増産を推進する（54億円）とともに、稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組や、新たに国産粗飼料の広域流通体制を確立する取組等を支援する（23億円）としている。

#### **（ウ）国産原材料の供給力強化対策**

野菜等の加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上のため、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組を支援する（56億円）など、食品製造業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援するとしている。また、水産加工業者が、これまで十分に利用されていなかった国産魚を加工原材料として有効活用するモデル的な取組を支援する（1億円）ほか、実需者のニーズに対応するために必要な、既存の生産基盤に対する追加・補完的な基盤整備、機械・施設等の整備支援や基盤整備により実需者と連携する潜在能力を持った産地に関する調査等を行う（6億円）としている。

#### **（エ）耕作放棄地解消及び農地の有効利用対策**

最も基礎的な生産基盤である農地の面積が、転用・かい廃等により減少する傾向にある中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、耕作放棄地の再生・利用を含め農地の有効利用を図ることが急務となっている。このため、平成23年度を目途に農用地区域を中心に耕作放棄地を解消するとの政策目標の下、賃借等により耕作放棄地を再生・利用する取組や必要施設の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する（230億円：重）としている。

#### **（オ）国産食料品等の消費拡大対策**

食料問題に関する国民の理解と国産食料品等の消費拡大を図るため、メディアミックスの手法を活用した情報発信を行う（17億円）ほか、国産食料品等を購入するとポイントを付与するモデル的な取組を実証・普及する（0.8億円）等により、地域活性化などの様々な相乗効果を狙いつつ、多角的に食料自給率の向上を図るとしている。

### **イ 世界の食料事情に的確に対応した戦略的取組**

途上国の経済発展やバイオ燃料作物の需要拡大等を背景に、一昨年来、国際的な食料需給がひっ迫するとともに、投機資金等の流入もあって、穀物価格が急騰する危機的事態となった。現在、価格は最高値に比べ低下したものの、OECD及びFAOの中長期的な予測<sup>2</sup>においては、当面、主要穀物の国際価格は従来に比べ高水準で推移すると見込まれている。

こうした状況に対処し、食料の安定供給を確保するため、国際的な食料事情の変化

を的確に捉えた食料需給情報の収集・分析・提供体制の整備とノウハウの蓄積により、農林水産省独自の食料需給情報の把握・分析の多角化・高度化と効果的な提供を図る（1.8億円）としている。

また、対外的にも、アフリカ等の開発途上国の食料問題解決に貢献するため、我が国が得意とする稲作に係る技術開発や人材育成等の技術協力を通じて、現地における生産性の向上、生産量の増大を支援し、我が国及び世界の食料安全保障に寄与する（政府開発援助として43億円）としている。

さらに、農林水産物・食品の輸出の拡大に取り組み、平成25年度までに輸出額を1兆円規模（平成19年は4,337億円）とする政策目標を掲げている。このため、品目別の戦略的な輸出促進を図るとともに、意欲ある農林漁業者等に対する支援等を行うこととしている（21億円）。

## ウ 国内農業の体質強化による食料供給力の確保

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するという観点から、農林水産省は、認定農業者や農業法人、集落営農を増大させる政策目標を掲げている。

このため、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）について、市町村特認制度の創設、申請手続の簡素化、交付金支払時期の前倒し等、制度の改善内容を周知しつつ着実に推進する（特別会計：2,307億円）としている。

また、企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援（2億円）、経営の法人化の促進や集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援（118億円）、担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継のための支援（2.2億円）等を実施するとしている。

国内の食料供給力を強化するためには、最も基礎的な食料の生産基盤である農地を確保し、最大限有効利用することが重要である。このため、20年12月に公表された「農地改革プラン」に基づき、農地政策改革を順次具体化すべく、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進する（特別会計：75億円）とともに、21年度中に農地情報図の基盤となる地図を整備し、関係者間で農地情報の共有化等を推進する（92億円）としている。

また、生産性や生産者の所得の向上を図るため、生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を、実施状況の検証を行いつつ着実に推進するとしている。このため、農業機械のレンタルサービスの展開に対する支援（4.2億円）や食品流通における共同配送や受発注書類の統一化推進のための調査（0.2億円）を新たに実施するとしている。

さらに、重要な生産基盤である農業用水については、既存ストックの有効利用を図り、農業水利施設の整備、更新等を適切に実施する等（1,915億円）により、安定的な用排水供給機能を確保しながら、担い手への農地集積にも貢献し、食料供給力の強化を図るとしている。

## エ 農林水産分野における省エネ・省資源化の推進

近年の原油価格高騰は、燃油を多く使用する漁業（後述）や施設園芸に大きな影響を及ぼしている。

こうした状況に対処すべく 20 年度第 1 次補正予算においては、化学肥料の施用量や施設園芸用の燃油の消費量を 2 割以上低減する農業者グループに対し、肥料・燃料経費の増加分を補てんすることとした（500 億円）。

21 年度予算においては、農漁業者の経営体質の強化を更に推進するため、省エネ型の機械・設備の導入等の支援や、効率的な施肥体系への転換等の支援を行う（269 億円）としている。

## オ 食の安全・消費者の信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

昨今では、中国産冷凍餃子薬物中毒事件や中国産加工食品からのメラミン検出、事故米穀の不正転売事件、さらには数多くの食品偽装表示等、食の安全・安心を大きく揺るがす事件が相次ぎ、食品安全に対する消費者の不安が高まっている。

このため、食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産段階から消費段階にわたるフードチェーンにおける安全確保を図る（25 億円）とともに、食品表示について監視・指導を徹底し、食の安全に関する情報・相談活動の強化等を通じて食品に対する消費者の信頼を確保する（14 億円）としている。

このほか、食と農のつながりの深化という視点から、学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や量販店等において地場農産物を販売するインショップの取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援する（4.5 億円）としている。

## カ 先端技術や知的財産を活用した農林水産業の潜在的な力の発展

前述したような燃油、肥料等資材価格の高騰や穀物価格の上昇に対処するためには、農林水産業の持つ潜在的な力を引き出す先端技術の開発と実用化が大きな鍵となる。

このため、省エネ化・省資源化、米粉利用の加速化、国際的な食料問題の解決に向けた研究開発を強化する（60 億円）としている。

同時に、先端的な研究開発の成果、植物新品種や家畜遺伝資源、地域ブランド、農林水産業の現場の技術・ノウハウなどの知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを早急に進めることにより（13 億円）、農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化を目指すとしている。

## （２）農山漁村の活性化

### ア 都市との共生・対流を通じた農山漁村活性化対策の展開

前述した「重要課題推進枠」が「地方の底力」をキーワードとしているように、過疎化や高齢化等により活力が失われつつある農山漁村を活性化することが、農林水産業の再生と食料供給力の強化にとって重要と考えられる。

地域活性化の推進役となる人材育成への支援、祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援のほか、「子ども農山漁村交流プロジェクト」や『田舎で働き隊！』事業」など都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化を図り、農山漁村の活性化を推進する（375 億円）としている。また、中山間地域等条件不利

地域への支援を継続する（236 億円）ほか、都市住民のニーズ等を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に係る地方公共団体等の計画的な取組を支援する（9.7 億円）としている。

#### イ 農商工連携の推進

活力ある経済社会を構築するためには、農林漁業者や商工業者等が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し（いわゆる「六次産業化」）、互いのノウハウ・技術等を活用することで、それぞれの強みを発揮した事業活動を展開することが重要である。このため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成 20 年 5 月 23 日法律第 38 号）を中心に、事業化の段階に応じた多様な支援を行うことにより、農商工連携の取組の全国的な普及を推進し、5 年間で 500 の優良事例を創出するとしている。

具体的には、地域の食品産業を中核とした農林水産業と関連産業との連携を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大等の取組に対する支援（8 億円：重）のほか、多様なニーズに対応した国産原材料の安定的なサプライチェーン（供給連鎖）構築に向け、産地・食品流通・製造業者による一体的な取組を支援する（56 億円：重）としている。

#### ウ 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

現在、野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大し、有害鳥獣の捕獲数は 10 年前と比較してイノシシは 4.8 倍、ニホンジカは 2.8 倍、ニホンザルは 1.5 倍、カワウは 5.3 倍に増加している。野生鳥獣による農作物被害金額は約 200 億円に達し、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を及ぼしている。

こうした鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、市町村が作成する被害防止計画に基づき取組等を総合的に支援する（28 億円）としている。

#### エ 安全・安心な農山漁村づくりの推進

20 年 6 月に発生した岩手・宮城内陸地震をはじめ、近年甚大な自然災害が多発化する傾向にある。農村においては、農家の減少・高齢化や混住化の進展に伴い、地域防災力が低下し、農地・農業施設等の被災リスクが増大している。

また、過疎化・高齢化が進む山村集落周辺の森林では、施業が行き届かない荒廃地や荒廃森林の増加による山地災害の発生リスクの増大が懸念されている。

さらに、漁村においては、概して前面が海、背後が山といった狭隘な立地にあるなど、地震や津波等の災害に対する脆弱性が問題となっている。

こうした現状を踏まえ、ハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策などを総合的に実施し、安全・安心で活力ある農山漁村づくりを推進する（248 億円）としている。

### （3）資源・環境対策の推進

#### ア 農林水産分野における地球温暖化対策の強化

平成 19 年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年（平成 2 年）を約 8.7%

上回っており、京都議定書に基づく6%の削減約束の達成は非常に厳しい状況にある。

農林水産分野においては、省CO<sub>2</sub>効果の「可視化」に向けた取組(0.3億円)、農地土壌による炭素の貯留を高める取組(5.3億円)、農山漁村地域における温室効果ガス削減計画を策定し、小水力・太陽光発電施設等の整備等を行う取組(19億円：重)等により、地球温暖化対策を強化し、低炭素社会の実現に貢献するとしている。

#### イ 非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進

国産バイオ燃料の生産の拡大は、地球温暖化の防止、循環型社会の形成のみならず、従来の食料・飼料の供給という役割に加え、農林水産業にエネルギーの原料供給という新たな領域を開拓するものとして極めて重要と考えられている。

一方、最近では国際的な穀物需要のひっ迫の要因の一つとして、主なバイオ燃料の原料であるトウモロコシやサトウキビの食料需要との競合が問題となっている。

こうした状況を踏まえ、国産バイオ燃料の生産拡大等を目的とした「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年5月28日法律第45号)(農林漁業バイオ燃料法)に基づき、バイオ燃料(バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、木炭及び木質ペレット)の原料生産者等とバイオ燃料製造業者による生産製造連携事業を推進し、非食料原料を用いた国産バイオ燃料の生産拡大に向けた取組を進める(203億円)としている。

#### ウ 農林水産業における生物多様性保全の推進

平成14(2002)年に開催された生物多様性条約第6回締約国会議(COP6)において、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」との目標が採択され、農林水産省は、19年7月に、「農林水産省生物多様性戦略」を策定した。

同戦略に基づき、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標を開発するとともに、「生きものマーク」等を通して生物多様性保全に貢献する我が国の農林水産業に対する理解の促進等を図る(0.1億円)ほか、田園地域・里地里山における保全を図る(9.7億円)としている。

### (4) 低炭素社会に向けた森林資源の整備・活用と林業・山村の再生

#### ア 条件不利未整備森林の早期解消等による森林吸収源対策の一層の推進

林野庁は現在、京都議定書に基づくCO<sub>2</sub>の森林吸収目標1,300万炭素トン(平成20年~24年)の達成に必要な間伐を進めるため、必要な財源の確保、地方負担、個人負担の軽減に取り組んでおり、昨年5月には、追加的な間伐等への地方債の特例措置を盛り込んだ「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成20年5月16日法律第32号)が施行された。

また、平成19年度から間伐量を従来水準の1.6倍規模に増やす取組を行い、毎年55万ha、6年間で330万haの間伐を実施するとしているが、対策が後年度になるほど山奥など施業条件の不利な場所が未間伐地域として残されるとみられる。

こうした状況を踏まえ、低炭素社会に不可欠な森林吸収源対策の一層の推進に向け、森林整備が進みにくい条件不利地の未整備森林の早期解消に向けた取組や森林所有者



等の負担軽減を実現する効率的な間伐等を推進する取組等の充実を図るほか、国民ニーズを捉えた美しい森林づくりを推進する国民運動の展開を図るとしている。

具体的には、自治体や森林組合等が間伐や路網整備を実施する際に、1 ha 当たり 25 万円の定額補助を行う（100 億円：重）ほか、間伐実施の前提となる森林境界明確化のための事業に対し 1 ha 当たり 45,000 円を補助する（64 億円：重）などである。

#### イ 新たな森林経営政策の確立に向けた対策

我が国の森林は、今後 10 年間で人工林の約 6 割が利用可能な高齢級の森林に移行する。主伐期を迎えるに当たり、主伐・更新による資源の循環利用を通じて、林業経営の安定を図ることが重要となる。このため、森林組合等による提案型集約化施業の推進により、森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業者の育成を進め、国産材の安定供給体制を確立する（森林経営政策 139 億円の内数、森林・林業・木材産業づくり交付金 132 億円の内数）としている。

#### ウ 需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材利用拡大

平成 19 年の木材自給率は、22.6%（対前年比 2.3 ポイント増）で 3 年連続上昇した。政府は平成 27 年度までに、木材供給・利用量を 35% 拡大させるとともに、住宅（在来工法）における地域材使用割合を約 6 割（平成 17 年は約 3 割）まで拡大させるとの政策目標を掲げている。

こうした目標の達成に向けて、国産材利用の意義の啓発、普及を推進するとともに、国産材への原料転換や生産品目の転換による木材産業構造の再構築や、原木の品質（一般製材用、合板・集成材用、チップ・ペレット用等）ごとに需要者ニーズに対応した製品の供給体制の整備等を図る（地域材の水平連携加工システム推進事業 0.7 億円：重、木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業 5 億円及び森林・林業・木材産業づくり交付金 132 億円の内数）としている。また、住宅分野における地域材シェアの拡大を図る（3 億円）としている。

#### エ 社会全体での森林資源の保全・活用による山村再生システムの構築

山村固有の環境、教育、健康面等の機能に着眼して、政策的支援と企業からの支援を集約するセンター機能を創設し、森林資源の保全・活用により、山村の再生を図る取組を推進する（3.5 億円）などとしている。

#### オ 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

近年の局地的な豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策等を行うことにより、「犠牲者ゼロ」に向けた効果的・効率的な治山対策を推進し（992 億円）、地域の安全・安心の確保を図るとしている。

### (5) 将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立

#### ア 省エネや構造改革の推進による漁業経営の体質の強化と担い手の育成

我が国の漁業就業者は、この 10 年間で約 3 割減少し 20 万人まで減少する一方、漁業への新規就業者は年間 1,200 人から 1,500 人と低迷している。また、65 才以上の就

業者が約4割を占めるなど担い手の高齢化も進行している。さらに、近年、資源状況の悪化や輸入の拡大、魚価の低迷に加え、急激な燃油価格高騰等により水産業の収益性は低下している。こうした厳しい情勢を踏まえ、省エネルギー型漁業への転換や収益性向上の取組への支援など、漁業経営の体質強化を図るとしている。

燃油高騰対策については、昨年7月の緊急対策で80億円、20年度第1次補正予算で550億円の計630億円を充て、漁業者に対する燃油費増加分の補てんを行う措置が講じられてきた。昨年8月の21年度予算概算要求時にも、同対策費用として220億円を計上したが、その後の原油価格低落を受け、同年12月の同予算概算決定時には、省エネ・省力化を推進する機器の取得や資源水準に見合った漁業体制構築のための減船・休船への支援など、経営の体質強化全般に力点を置いた対策に転換することとした（水産業体質強化総合対策事業142億円）。

また、担い手の育成・確保の観点から、大規模災害に備えた漁業共済の促進を図るため、共済掛金の助成を充実することにより、同共済に加入しやすい仕組みを作る（14億円）等の措置を講ずるとしている。

#### イ 加工・流通・消費対策の強化

国産水産物の多くは産地市場・消費地市場を経由して流通しているが、産地サイドの販売活動は活発とは言えない状況にある。このため、産地の販売力を強化し、消費者ニーズに対応した国産水産物の安定供給、漁業者手取りの確保・漁業経営の安定を図っていくことが課題となっている。

こうした産地販売力の強化のため、流通・販売の専門家のノウハウやアイデアを活用し、販売戦略の策定・実行、新規販路の開拓に取り組む漁業者団体等を支援する（11億円：重）としている。

また、産地と小売業者等の実需者との間の直接取引に対する支援（12億円）や、水産加工業者が、これまで十分利用されてこなかった国産魚を加工原材料として有効活用するモデル的な取組に対する支援（1億円）、水産物流通の前段階を通じた品質管理体制を構築するためのHACCP方式<sup>3</sup>導入に対する支援（1.1億円）等を行うとしている。

#### ウ 資源管理・回復の推進

我が国周辺水域における資源状況の悪化や国際的な漁獲規制の強化に対応するためには、水産資源の回復・管理、新技術の開発等を推進する必要がある。このため、資源回復計画等の一層の推進を図る（19億円及び強い水産業づくり交付金77億円の内数）ほか、未利用資源の活用による養殖漁業の飼料確保、新技術の開発・普及による生産コストの削減を推進し、養殖生産物の安定供給を図る（3.4億円及び新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業65億円の内数）としている。また、漁船等の省エネルギー化、安全確保を促進する技術を開発する（8.6億円）としている。

このほか、年々エスカレートする鯨類捕獲調査に対する妨害行為への対策強化（4億円）、原因不明の油濁事故による被害漁業者に対する救済対策の継続（1.5億円）、我が国の排他的経済水域における重要拠点である沖ノ鳥島を中心としたサンゴ礁保全

対策（2.9億円）等を行うとしている。

## エ 漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮

水産庁は、平成23年度までに漁場整備により、水産物をおおむね14.5万トン増産するとしており、沖合資源の保護・増殖のため、国の直轄漁場整備を一層推進する（10億円）とともに、新たな魚種・海域を対象とした事業に向けた調査等を実施する（水産基盤整備調査費5億円の内数）としている。

また、漁場への移動や探索に要する時間を短縮し、効率的な操業に資する浮魚礁の整備を促進する（5億円）など、産地における生産流通機能を強化するための事業を実施するとしている。

さらに、多面的機能発揮を促進する観点から、漁業者を中心とした藻場・干潟等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を支援するための新たな交付金制度を創設する（13億円：重）としている。

## 3. 終わりに

昨年12月に農林水産省が公表した「食料自給力の強化のための取組と食料自給率50%のイメージ」によれば、おおむね10年後には耕地面積を現在（19年度数値）と同水準の462万haを維持しつつ耕地利用率を93%から110%に向上させ、米粉を1万トンから50万トンに、小麦を91万トンから180万トンに増産することなどを実現して、合計10%の自給率向上を図るとしている。そのためには、農地の有効利用を図りつつ、担い手の育成・確保を更に強化するとともに、国産農産物の消費拡大に向けた施策を粘り強く実施していくこと等が重要である。

来年は食料・農業・農村基本計画が改訂され、第3期目の計画実施期間に入る見通しであり、本年はその策定に向け活発な議論が行われることになろう。新たな基本計画には、同省が描く食料自給率50%達成のための具体的な方策が明示されることになるが、道程は決して平坦ではないと思われる。

また、WTO農業交渉は進行中であるが、交渉結果にかかわらず一定の農産物関税の削減や低関税輸入枠の拡大は避けられず、自給率向上ばかりか我が国農業の存立そのものにとり大きな試練となることが予想される。

予算総額が減少する中で、我が国の農林水産業を持続可能なものとし、食料自給率の向上と食料の安定供給を確保するため、重点化された予算枠をいかに有効に施策に活かせるか、農政の真価が一層問われることになろう。

### 【参考資料】

財務省主計局中尾主計官『平成21年度農林水産関係予算のポイント』（政府案）、平成20年12月

農林水産省『平成21年度農林水産予算の概要』、平成20年1月

---

<sup>1</sup> 全国農業協同組合中央会「食料・農業に関する意識調査」平成20年12月

<sup>2</sup> OECD－FAO “Agricultural Outlook 2008-2017”

<sup>3</sup> HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point : 危害分析重要管理点)は1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法である。この方式は、国連食糧農業機関 (FAO) と世界保健機関 (WHO) の合同機関である食品規格 (CODEX) 委員会から発表され、各国にその採用を推奨している。

従来の食品の安全性への考え方は、製造する環境を清潔にし、きれいにすれば安全な食品が製造できるであろうとの考えのもと、製造環境の整備や衛生の確保に重点が置かれてきた。また、製造された食品の安全性の確認は、主に最終製品の抜取り検査 (微生物の培養検査等) により行われてきた。

HACCP方式は、これら従来の手法に加え、原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止 (予防、消滅、許容レベルまでの減少) するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決するため、不良製品の出荷を未然に防ぐことができるシステムである。

しかしながら、このHACCP方式を食品の製造工程に導入すれば、食品の安全性は従来の製造方法より高まるが、製造された食品の安全性が完全に確保されるわけではない (農林水産省ホームページ「HACCPとは？」より ([http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/haccp\\_hp/sub1.htm](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/haccp_hp/sub1.htm)))。